

官報号外

昭和四十年五月十七日

○第四十八回 衆議院会議録 第四十五号

昭和四十年五月十七日(月曜日)

昭和四十年五月十七日

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

ベトナム問題等についての総理大臣の発言に関する緊急質問(高田富之君提出)

ベトナム問題等に関する緊急質問(春日一幸君提出)

千九百年十二月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーフで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日に里斯ボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーフで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年八月三十日に里斯ボンで改正された農偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十九年四月十四日のマドリッド協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

昭和四十年五月十七日 衆議院会議録第四十五号

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、米価審議会委員に本院議員丹羽兵助君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君、同森八三一君、同渡辺勘吉君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

(内閣提出)
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出)

砂糖の価格安定等に関する法律案(内閣提出)
沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出)

ベトナム問題等についての総理大臣の発言に
関する緊急質問(高田富之君提出)

○海部俊樹君 緊急質問許可に関する緊急動議を
提出いたします。

すなわち、この際、高田富之君提出、ベトナム問題等についての総理大臣の発言に関する緊急質問、及び春日一幸君提出、ベトナム問題等に関する緊急質問を順次許可されることを願ります。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

まず、高田富之君提出、ベトナム問題等についての総理大臣の発言に関する緊急質問を許可いたします。高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本社会党を代表して、ベトナム問題に関する総理の御発言に関する緊急動議を提出します。高田富之君。

佐藤総理は、去る五月七日、自民党青年部大会に臨まれて行なった演説の中でも、先づ、東大名譽

臣の発言に関する高田富之君の緊急質問

教授大内兵衛氏ら学者代表が首相に要請したベトナム問題についての要望書に反駁を加えて次のように述べたと報ぜられています。〔学者グループは米国の北爆ばかり非難している。米国の北爆にはそれなりの理由があり、爆撃されるほうにも責任がある。北は米国を帝国主義ときめつけているが、米国は北からの浸透がなくなれば爆撃をやめるといつてはいるではないか。われわれが最もおそるべきものは赤色帝国主義である。それは全世界を赤化しなければならないものだからだ。中共が日本の工業力と結べば世界支配も可能であり、すでに日本の三割五分つまり共産党と社会党左派は赤化している、との見方をしている中共の首脳さんあると聞く。赤色帝国主義とはこれまで対決していかねばならない。」もし、このようないことを実習されたとすれば、いやしくも日本のお父さんともあろう人のことばとは思われない、その低俗、愚劣さにただただ驚き入るのほかはないのであります。(拍手)一言で申せば、これは全く理性的判断を失い、アメリカの中共敵対政策に卑屈にも迎合していることを、遺憾なく露呈しているものというべきであります。(拍手)

また、同じ演説の他の箇所では、首相は、「先生に来日したロッジ米特使は、ハノイを爆撃したり北ベトナムの一部を占領するようなことはしないと約束した。」と、こう述べたのであります。ところが、これがさつそく米国務省当局によって否定され、政府をあわてさせたのであります。これは、米国のやっている戦争の見通しや方針について、いかに日本政府がつんばさざに置かれているかを暴露していると思うのであります。(拍手)さて、アメリカのベトナム侵略は、十七度線を越えて北へ北へと伸び、そのやり方も、軍事施設の破壊からナバーブーム弾、ガス兵器による焦土作戦に移行し、ベトナム民衆を虐殺し、農作物、植物を焼き払い、ベトナムの自然の姿さえ変えるほどに、残虐さわまる攻撃を逐次拡大させてきたのであります。

かかるアメリカの残虐行為は、いま再び世界を

おそるべき戦争の渾淵に陥ませておられるのであります。かくて、全世界の人々の憂慮と不安は、次第に憤激と怒りに変わり、同盟国たるNATO諸国でさえも終始冷淡であり、SEATOもまた何の機能も果たしていないあります。まさに全世界的の良識と世論に全く背を向けているのであります。(拍手)

このよきな状況下に、日本政府は、終始ベトナムにおけるアメリカの行動に支持を与えてきたのみでなく、全世界の世論が一齊に激しい非難を浴びせたガス兵器使用についてさえ、ただの一言の抗議すら発しようともしなかつたのであります。日本のこの追随と支持が、アメリカのアジアにおける冒險にとってどれほど重要な意味を持つているか、われわれ日本人の想像以上のものがあるであります。日本はすでに、戦争拡大の加担者として恥すべき重大な役割りを演じているといわなければなりません。(拍手)

首相も外相も、今日まで口をそろえて、「北からの浸透があるから」というアメリカの口実をそのままだオウム返しにして、北爆を弁護してまいりました。一体、あなた方には、事態を冷静に判断しようとするとまじめさが全くないのではないかと疑わざるを得ないのであります。(拍手)

ベトナム問題解決についてのこれまでの唯一の国際協定はジュネーブ協定であります。ところが、アメリカは、SEA TOの結成、ゴ・ジンジエム政権へのこ入れと政治的反対派に対する弾圧、ばく大な武器と資金の投入、軍事同盟の締結と軍事顧問団の派遣、統一選挙ボイコット等々、アメリカが一貫してジュネーブ協定を破ってきたことは、何人の目にも明らかであります。(拍手)

さらにまた、先般、政府の特使として現地をつぶさに観察してこられました松本俊一氏も声明しているとおり、「ベトコンなるものは、ベトナムの内部において発生して、非常に激しい民族運動が中核体をしていて」、「北爆によつてベトコムを弱めるということは、これまた非常な難事である」と、こう述べて、政府の特使すら南ベトナム

ベトナム問題等についての総理大臣の発言に關する
ムの民族解放運動であることを認めているではあ
りませんか。（拍手）
このよほな事實に対し故意に目を閉ざし、耳
をおおうて、「北からの浸透」だとが「共産主義者
の間接侵略」だとかといふアメリカ特製のきま
文句をオオム返しに駆き立てることが、一体どん
な意味を持っていると政府は考えておるのであり
ますか。

る高田富之君の緊急質問
ば、安保条約の事前協議制度は、われわれ国民を瞞着する全くのざる法ではありませんか。（拍手）
外相のお考えを承りたいのであります。
極東における戦争のわが國への波及の危険とい
う点では、特に日韓会談の危険性を強調せざるを得ないのであります。何ゆえなら、韓国においても、現にベトナムと全く同様の事態が進行していくのであります。つい先日もクーデター計画が

内閣総理大臣佐藤榮作君登壇（指手）
○内閣総理大臣（佐藤榮作君） おは

わが國の態度は、しばしば申し上げました通り、自由を守り、平和に徹する、これはよく、もう耳にタコのできるほど覚えていらっしゃることだと思いますが、私どもはその考え方で進んでおります。したがいまして、今回のベトナム問題につきましても、どこまでも平和を維持する、そういう立場でわれわれも主張をいたしておりますわけでございます。したがいまして、今日アメリカが無条件話し合いに応する、こういうことについても、これに好感を持つて、これを進めておるような次第であります。また、しばしば申し上げておりますように、アメリカ自身は、ハノイを爆撃したり、あるいは北ベトナムを占領するような考え方はないということをしばしば申しております。もしも北ベトナムからの侵略がないならば、間接侵略がないならば、北ベトナムを爆撃しない、かようにも申しておるのであります。私はこれを端的に説明をし、同時にまた、アメリカ帝国主義という非難があるが、われわれのおそるべきものは、むしろ、それではなくて、赤色帝国主義こそ、われわれが非常に警戒すべきものではないか、かように実は申しておるのであります。(拍手)

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

部の共産主義者がこれを利用しているにすぎない。また、この戦争は南ベトナム国民から支持されているではない。政府はこれらの事実を無視しておる。したがつて北爆も成功することは思われないと、自国の政府の態度、方針を書きびしく論難、糾弾しておるのであります。

トナムにおける米国との戦争行為をどのように認識せらるべきであるのでしょうか。

また、佐藤首相は、組閣以来自主外交を強調し、特にアジア外交を重視すると述べられてまいりました。もとよりこれは当然のことであります。しかしながら、この佐藤総理の北朝鮮支持の言明は、自主外交やアジア外交にまつて正反対の逆コースを示すものであります。これはあまりにも明白なアメリカ一辺倒の追従外交であり、そこには自主外交の片りんだもうかがうことはできません。わけで、ベトナムに対しても、わが国が地政的に、歴史的に、民族的に独特の立場に立つものであることをおもんみると、かくのごとく一方的にアメリカの側に立つて活動することは、いたずらに国際間のひんしゆくを買うばかりであります。問題の解決にはいきさかかも貢献するものではないと思うのであります。

アジア諸国民の信頼を確保せなければなりません。外交に自主性なく、かくのごとくにして常に米国に従属するならば、やがてはその存在を軽視され、ついにはアジアの孤児になり果ててしまふ。いまこそ、わが国が自主外交とアジア外交の本領に立ち返るのときであると思うのであります。この際、ベトナム戦争に対する佐藤総理の認識と、ベトナム戦争解決のための政府の決意について、あらためてその信念のほどを明らかにいたしたいと存じます。

質問の第三は、ベトナム戦争の解決について佐藤内閣の具体的方策は何であるか、これを伺いたします。

ベトナム戦争のその根底にあるものは、米国と

中共との角逐にあることは明らかであります。なわち、中共、北ベトナムのベトコンに対する指導と軍事援助の強化に對し、米国が北爆強化を中心とする武力介入を行なうことによつて、戦場は次第に拡大してまいつたのであります。したがつて、ここにベトナム問題を解決するためには、在戦の当事国双方は、單に相手国の一方的軍事行動の停止を求めるだけではなくして、この際は、無条件に国際会議のテーブルに着いて、まず事態の解決をはかるための場所を持つべきであります。いまこそ、我が国が当事国並びに関係国に対し、無条件話し合いで呼びかけを行なうべきときでありまして、情勢はようやくにして煮詰まつてきたと見るべきであります。すなわち、この無条件話し合いの主張は、四月八日のジョンソン大統領のボルチモア演説においてその意思が明確に表明され、また、四月十八日のソ連・北ベトナムの共同声明において話し合いの可能性を含蓄する態度が示されたのであります。ここに去る十五日十五日当局による北爆一時休止の聲明が行なわれた現在、もはや我が国はその呼びかけを行なうことのことをいつときもめらつては相なりません。

ベトナム戦争の解決をはかるために、わが国がアシアの指導国としての使命感に徹するならば、いまこそ、わが国が、全面和平へのイニシアをして、強く國際世論に訴えて、この手段を尽くすべきであると思うが、佐藤総理の御見解はいかがでありますか。この際、重ねて真剣なる御決意を保したいと存じます。

質問の第四は、ベトナム問題解決の精神的支柱とも目すべきベトナム国民の民族民主主義について、總理の所見を伺いたいと存じます。

ベトナム戦争の平和的解決のために最も肝要なことは、アジア諸国におけるほんはいたる民族主義とも、中国の共産主義とも、その本質と動向を異にするものであると見るべきであります。ア

ジア諸国における民族民主主義は、米国の自由主義とも、中国の共産主義とも、その本質と動向を異にするものであると見るべきであります。ア

アジア諸国は、多年歐米の植民地として隸屬を強制され、その人権も民族の自主性も、長きにわたって全く圧殺されてきたのであります。さればこそ、アジア諸民族の政治的、經濟的独立の願望は熾烈なものであります。今日、アメリカをはじめ西歐諸国が、これらの民族感情を正當に理解し、これに共感することは、容易なことではないと思われる所以であります。わが國がここに地理的に、民族的に東西のかけ橋たらんとするならば、わが外交の論点は、このアジア諸国民の民族民主主義に関する切実なる願望について特に關係諸国との棊を開き、公正なる認識を求めるところにその重点を置くべきであると思うが、佐藤總理との対話に対する御見解をお示し願いたいと存じます。

佐藤総理は、これらの点を強調して、國際世論を喚起とその指導に挺身すべきものと考えるが、これに関する總理の所信をお述べ願いたいと存じます。

以上、ベトナム戦争に關し、わが国が當面する重要な諸点について質問いたしました。

いまやベトナム戦争は、米国の北爆一時休止の言明を基礎にして、和戦両様のかまえにあり、まさに、アジアは戦争と平和の分かれ道に立たされていると思うのであります。もしそれ、この機会をむなしくすることによって平和への道が閉ざされがごときことになるならば、その後のベトナム戦争の展望は、思ひだりつ然たるものがあるであります。

従来の米軍の北爆は、ベトコンへの軍需物資の補給基地を破壊するためのものといわれてまいりました。このことは、北ベトナムやその背後にある中共等に対しても、わが国の米軍基地に同様の攻撃を加うるの口実を与えることにならないとはだれが保証してしましようか。このようにして、わが国民の生命は、ときに戦火の前面にさらされるおそれなしとはしないのであります。

事態はまことに重大であります。ここに、平和を希求し、戦争の恐怖を身をもつて痛感する大多數の国民の願望にこたえられて、總理が猛省とともに一大決意をもって奮起されることを、しこうして適切なる対策を直ちに実行せられんことを衷心より切望し、これに対する總理の御決意の表明を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

先ほどもお答えいたしましたように、わが国並びに政府の態度は、どこまでも自由を守り平和に徹する・この考え方方に変わりはございません。この立場に立ちまして、いろいろその行動をはつきりいたしたいと思います。そのうちで、ただいまのお尋ねにあるいは前後するかわかりませんが、まず、ロッジ大使との話を一番先に申し上げまし

て、この話からその他のものを演繹してまいりた
、二点、三点。

御承知のように、ロッジ特使が参りました。このロッジ特使が私に話をしたのは、経済問題を主

に話をいたしました。しかし、私は、経済問題をこの紛争について、これが平静に帰して、しかる後に経済問題を話することが適当なようと思ふと、いう話から話を進めてまいりますと、しかし、特使自身が、自分は軍事的な話はあまりその権限等を持つておらないけれどもということで前置きして話をしたのが、いわゆるハノイの爆撃、あるいは北ベトナムの一部を占領するというようなことはないといふ強調は印象を私は受けたのであります。したがいまして、私が約束をした、こういふやうな表現がされておりますが、これは正しくありません。どこまでも、話をいたしましたその際に、ロッジ特使は、この段階においては、ハノイを爆撃したり、あるいは北ベトナムの一部を占領するというようなことはないと強い印象を私に与えたことが事実でございます。

そこで、なおお尋ねにありましたように、ロッジ特使と私との間には別に覚え書きほございません。これはどこまでも話し合いでございまして、覚え書きは残しておりません。

また、日米間にたいへん意見の食い違いがある、意見がそこしているのではないかとうお尋ねがございますが、ただいま申し上げるような実情でございますので、日米間にはこれという食い違いがあるわけではございません。この点も明確にいたしておきたいと思います。

の南ベトナム政府の要請にこたえて爆撃をしておるような実情でござります。しかしながら、この北爆をいたしましたアメリカ自身が、すでに御承知のように無条件話し合いといふものを提案しておりますし、この数日は爆撃をやめた、そのようなことも新聞で報道しております。

の時期において、私どもは平和を望む、こういう立場において何らかの処置をすべきその好個のチャンスじゃないか、こういう御指摘でございま
すが、私もそのとおりだと思います。私は、こういう意味におきまして、あらゆる面で国際的な世論を喚起するような努力を続けてまいりますのでござります。お説にもありましたように、十分現地における民心の動向を把握し、そうして民族の独立、これを念頭しておるベトナムの住民の期待にもこたえる、こういふ意味で、他の国がその独

だいまこの問題に対処しておる次第でございま
す。 立を尊重し、どこまでも干渉しない、そのことが最
大事なことではないか、かように思いまし
て、現状認識に正確を期する、こういう態度でた

私は、こういう意味から、今日までもあらゆる機会に、たとえばゴードン・ウォーカーが出てきた、あるいはロッジ氏、その他エドガール・フォーブル等々とも会談をいたしまして、わが国のかねての主張を明確にし、そろそろして国際世論が正確にこ

の問題に取り組み、そして真剣にこの問題の解決への努力をされるようであらゆる努力をしたつもりでござります。(拍手)

〔國務大臣椎名悅三郎君登壇〕
○國務大臣（椎名悅三郎君） 総理大臣からのお答

民族民主主義のお話をございましたが、南ベトナムの国民のすべてが民族主義者であると思う

であります。必ずしもベトコンだけが民族主義者ではない。ある意味においては民族主義者であつても、いわゆる民族民主主義者じやない。民主的

に民族主義を高揚するという行き方でないことは、このベトコンはいさか足りない点があるのではないか、かように存じます。それからまた、ベトコンに投じない者でも熱心ないわゆる民族主義者がおるのでありますし、民族主義者の団体であるとかないとかということはこの際問題ではない。要するに、暴力をふるつてそろして無辜の人民を脅迫して、力をもつて政治的な野望を達成しようとするのが、それがいかぬのであります。それが問題である。

それから、南越の政情をよく正視して、民意を反映した政権を確立して、国際的に国家の安全を保障すべきであるという御説に対しても、総理大臣はお答えはありませんでしたが、御説に全く賛成であると考えます。私もこの御説には敬意を表

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

十一月六日二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月二日にロンドンにコンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十二年四月十四日のマドリッド協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九

昭和四十年五月十七日 衆議院会議録第四十五号

昭和四十年五月十七日 衆議院会議録第四十五号

十日のパリ条約の締結について承認を求める
の件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和四十年三月三十一日

衆議院議長 船田 中殿 參議院議長 重宗 雄二

千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求める
の件

千九百年十二月十四日にブランゼルで、千九百十一年六月三日にワシントンで、千九百二十五年にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ條約

千九百年十二月十四日にブラツセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件外一件

特許権等の同盟国の法令により認められる各種の特許権が含まれる。

第二十

各同盟国の國民は、工業所有権の保護に関する
し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の

同同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。したがく他のすべての同盟国において、三議院化の

がつて、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受ける。

受けかへ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

各同監視の臣民が工業所有権を有するためには、保護が請求される國に住所又は營業所を有することが條件とされることはな

司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権に
關する問題

については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任について

ては、各同盟国の法令の定めるところによる。

同體に属さない國の國民であつて、いすれかの盟國の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上

しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国
国民とみなす。

(1) 第四条

若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国

において出稿をすることに關し、以下に定め
る期間中優先権を有する。

(2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約の規定

により正規の内国出願に相当するものとされるすべての出願は、優先権を生じさせるもの

(3) 正規の内国出願とは、その結果のいかんを
と認められる。

問わず、当該国に出願をした日付を確定するためには十分なすべての出願をいう。

したがつて、以下に定める期間が満了する前に他の同盟国においてされた後の出願は、その

C (1) A (1) 及び B に規定する期間（以下「優先期間」という。）は、特許発明及び実用新案について十二箇月、意匠及び商標については六箇月とする。

(2) 優先期間は、最初の出願の日から開始する。出願の日は、期間に算入しない。

(3) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の平日まで延長される。

(4) (2) にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の查閱に付されないで、かつ、いかなる権利も存続させないので、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され、又は拒絶の処分を受けたこと、及び当該先の出願が優先権の主張の基礎とされたことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

(2) (1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、当該最初の出願の日付及び当該最初の出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、おそらくともいつまでにこの申立てをしなければならないかを定めるものとする。

(1) の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物（特に特許発明及びその明細書に関するもの）に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類（明細書、図面等を含む。）の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証も必要とせず、また、謄本は、いかなる場合にも、後の出願の日から三箇月以内においてはいつでも、無料で提出することができる。この謄本には、当該主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文の添附を要求することができる。

(4) 出願の際ににおける優先権の申立てについては、他の手続を要求することはできない。各同盟国は、この条に定める手続がされなければならない。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

E (1) 最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、当該最初の出願の番号を明示しなければならない。この番号は、(2)に定める方法で公表される。

F いづれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権（二以上の国においてされた出願に基づくものと含む。）を主張することを理由として、又は優先権を主張して行なつた特許出願が優先権の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分を含むことを理由として、当該特許出願について拒絶の処分を否認し、又は当該特許出願について承認を求めることが可能である。

G (1) 審査によつて特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用いることができる。

(2) 特許出願人は、また、自己の發意により、特許出願を分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用いることができる。

H 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るもののが最初の出願において特許請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。

I 第四条の二

(1) 各同盟国における出願に係る同盟国の国民の特許権は、同一の発明について他の国（同盟国であるとないと問わない。）において取得した特許権から独立したものとする。

(2) 各同盟国において、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をされた場合の優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。

J いづれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をされた場合の優先期間は、意匠について定められた優先期間とする。

K いづれかの同盟国において、特許出願人が二以上の優先権（二以上の国においてされた出願に基づくものと含む。）を主張することを理由として、又は優先権を主張して行なつた特許出願が優先権の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分を含むことを理由として、当該特許出願について拒絶の処分を否認し、又は当該特許出願について承認を求めることが可能である。

L (1) の規定は、新たに加入する國がある場合に

M 法令上発明の單一性がある場合に限る。

N 優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構成部分については、通常の条件の下においては、後の出願によつて優先権を生ずる。

O (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

P (1) 審査によつて特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Q (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

R (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

S (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

T (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

U (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

V (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

W (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

X (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Y (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Z (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

A (1) 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによつては、失われない。

C (1) 登録商標の使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過し、かつ当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ、当該商標の登録を取り消すことができる。

D 保謲を受ける権利の存在を認識させるためには、拒绝される。強制的に設定された実施権は、排他的であつてはならず、また、企業又は商業の構成部分のうち当該実施権を行使するものとともに譲渡する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によつても、譲渡することができない。

E (1) から(4)までの規定は、実用新案に準用する。

F は、その加入の際に加入国又はその他の国に存する特許権についても、同様に適用する。

G (1) 優先権の利益により取得された特許権については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

H (1) から(4)までの規定は、実用新案に準用する。

I (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

J (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

K (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

L (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

M (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

N (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

O (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

P (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Q (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

R (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

S (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

T (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

U (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

V (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

W (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

X (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Y (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

Z (1) によって特許出願が二以上の発明を包含する明瞭なときは、特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができる。

に当該商標を附した商品の原産地、性質又は品
位について事實上公衆を誤らせるようなもので
ある場合に、その商標の譲渡を有効と認める義
務を同盟國に課するものではない。

第六条の五

A(1) 本国で正規に登録された商標は、この条で
特に規定する場合を除くほか、他の同盟國に
おいても、そのままその登録を認められ、か
つ、保護される。当該他の同盟國は、確定的
な登録をする前に、本国における登録の證明
書で権限のある當局が交付したものと提出さ
れることができ。その證明書には、いかな
る公証も必要としない。

(2) 出願人が同盟國に現実かつ真正の工業上又
は商業上の營業所を有する場合にはその同盟
國を、出願人が同盟國にそのような營業所を
有しない場合にはその住所がある同盟國を、
出願人が同盟國の國民であつて同盟國に住所
を有しない場合にはその国籍がある國を、本
國とする。

B この条に規定する商標は、次の場合を除くほ
か、その登録を拒絶され、又は無効とされること
はない。

1 当該商標が、保護が要求される國における
第三者的既得権を害するようなものである場
合

2 当該商標が、なんらの特別顯著な性質を有
しないものである場合又は商品の種類、品
質、數量、用途、價格、原產地若しくは生産
の時期を示すため取引上使用されることがあ
る記号若しくは表示のみをもつて、若しくは
保護が要求される國の取引上の通用語におい
て若しくはその國の公正なかつ確立した商慣
習において常用されるようになつてゐる記号
若しくは表示のみをもつて構成されたもので
ある場合

3 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するも
の、特に、公衆を欺くようなものである場合。
ただし、商標に関する法令の規定（公の

秩序に関するものを除く。）に適合しないこと
を唯一の理由として、当該商標を公の秩序に
反するものと認めてはならない。

もつとも、第十条の二の規定の適用は、妨げ
られない。

C(1)

(2) 商標が保護を受けるに適したものであるか
どうかを判断するに当たつては、すべての事
情、特に、当該商標の使用の期間を考慮しな
ければならない。

C(2)

(2) 本国において保護されている商標の構成部
分を変更した商標は、当該変更が、本国に登
録されたときの形態における商標の要部に及
ばず、かつ、商標の同一性をそこなわない場
合には、他の同盟國において、当該変更を唯
一の理由としては、登録を拒絶されることは
ない。

D いかなる者も、保護を要求している商標が本
國に登録されていない場合には、この条の規定
による利益を受けることができない。

E もつとも、いかなる場合にも、本国における
商標の登録は、その商標が登録された他
の同盟國における登録の更新の義務を生じさせ
るものではない。

F

第十四条に定める優先期間内にされた商標の登
録出願は、本国における登録が当該期間の満了
後にされた場合にも、優先権の利益を失わな
い。

(3) もつとも、本國において適法に存在する團體
に属する團體商標の登録を認め、かつ、保護す
ることを約束する。その團體が工業上又は商業
上の營業所を有しない場合も、同様とする。

G

第六条の七 第七条の一

H 第四条に定める優先期間内にされた商標の登
録出願は、本国における登録が当該期間の満了
後にされた場合にも、優先権の利益を失わな
い。

I 第六条の七 第七条の二

J 同盟國は、サービス・マークを保護することを
約束する。同盟國は、サービス・マークの登録に
ついて規定を設けることを要しない。

K

L 第六条の七 第八条

M 第六条の七 第九条

これができる。ただし、当該代理人又は代表
者がその行為についてそれが正当であることを
明らかにしたときは、この限りでない。

(2) 商標権者は、(1)の規定を留保して、その許諾
を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用
することを阻止する権利を有する。

(3) 商標権者がこの条に定める権利を行使するこ
とができる相当の期間は、国内法令で定めるこ
とができる。

L

第七条

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品に
ついて使用される商標が登録されることについて
ぬればならない。

(2) 各同盟國は、本國において適法に存在する團體
に属する團體商標の登録を認め、かつ、保護す
ることを約束する。その團體が工業上又は商業
上の營業所を有しない場合も、同様とする。

M

第六条の七 第十一条

もつとも、本國において適法に存在する團體
に對しては、保護が要求される同盟國において
設立されていないこと又は保護が要求される同
盟國の法令に適合して構成されていないことを
理由としては、当該團體に屬する團體商標の保
護を拒絶することができない。

N

第六条の七 第十二条

O 第九条の規定は、商品の原產地又は生産者、製
造者若しくは販売人に関する直接又は間接に虚偽
の表示が行なわれている場合について適用する。

(1) 第九条の規定は、商品の原產地又は生産者、製
造者若しくは販売人であつて、原產地とし
て偽つて表示されている土地、その土地の所在
する地方、原產國として虚偽の表示が行なわれ
ている國に住所を有するものは、自然人である
と法人であるとを問わず、すべての場合におい
て利害關係人と認められる。

P

第六条の七 第十三条

もつとも、各同盟國は、同盟國の國民を不正競争から有
効に保護しなければならない。

(2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべ
ての競争行為は、不正競争行為を構成する。

(3) 特に次の行為、主張及び表示は、禁止され
なければならない。

Q

第六条の七 第十四条

R 第九条の二 第十五条

S 第九条の二 第十六条

T 第九条の二 第十七条

商号を附する行為が行なわれた同盟國又はその
産品が輸入された同盟國の國內においても行な
われる。

(3) 差押えは、検察官その他の権限のある當局又
は利害關係人（自然人であると法人であるとを
問わない。）の請求により、各同盟國の国内法令
に従つて行なわれる。

當局は、通過の場合には、差押えを行なうこ
とを要しない。

(5) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認
めないときは、この差押えの代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(6) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押え、
輸入禁止及び国内における差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、その同盟國の法令
が同様の場合に内國民に保障する訴訟その他の
手続が、認められる。

(7) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認
めないときは、この差押えの代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(8) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、その同盟國の法令
が同様の場合に内國民に保障する訴訟その他の
手續が、認められる。

(9) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(10) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(11) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(12) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(13) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(14) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(15) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

(16) 同盟國の法令が輸入の際ににおける差押えを認めないと
きは、その法令が必要な修正を受けるまでの
間、これらの措置の代りに、輸入禁止

又は国内における差押えが行なわれる。

昭和四十年五月十七日 衆議院会議録第四十五号

千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十日にリスボンで改正され
保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求める件外一件

2

商業上の活動に關する信用を害するような取引上の虚偽の主張

。 产品的性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表

第十条の二

(1) 同盟国は、第九条 第十一条及び第十一条の二の規定の目的であるすべての行為を有効に防止するための適切な法律上の救済手段を他の同盟国

(2) の国民に与えることを約束する。
同盟国は、さらに、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体で本国において適法に存在するものが、保護が要求される同盟国の法令により内国の組合又は団体に認められている限度において、第九条、第十条及び第十一条の二の規定の目的である行を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。

(1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される产品に関する、国内法令に従つて、特許を受けることができる発明、实用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。

(2) (1)の仮保護は、第四条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管官は、その产品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとすることができる。

(3) 各同盟国は、当該产品が展示された事實及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

(1) される国際事務局は、スイス連邦政府の監督の下に置かれ、同政府は、その組織を定め、かつ、その事務を監督する。

(2) (a) 国際事務局は、(3)及び(5)に定める任務の遂行に際して、フランス語及び英語を使用する。

(b) 第十四条の会議及び会合は、フランス語、英語及びスペイン語を用いて行なう。

(3) 国際事務局は、工業所有権の保護に関するすべての情報を収集し、集録し、かつ、公表する。国際事務局は、同盟にとつて共同の利益となる研究を行ない、かつ、諸国の主管官が提供する文書を参考資料として同盟の目的に関する問題についての定期刊行物を編集する。

(4) (3)の定期刊行物その他の国際事務局が発行するすべての文書は、(8)に定める分担額の単位数に比例して同盟国の主管官に分配する。主管官又は団体若しくは個人が請求する前記の文書の追加の部数に対しては、別に代価を支払うものとする。

(5) 国際事務局は、工業所有権についての国際業務に關する問題につき同盟国が必要とする特殊の情報を提供するため、いつでも同盟国の請求に応じなければならない。国際事務局長は、そこの所管の事務について年報を作成し、すべての同盟国に送付する。

(6) 国際事務局の通常経費は、同盟国が共同して負担する。通常経費は、新たな定めがされるまでの間、年額十二万スイス・フランをとてはならない。この額は、必要な場合には、第十四条に規定するいずれかの会議の全会一致の決定により増加することができる。

(7) 通常経費は、全権委員会議及び主管官会議の表示

(1) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な登録された商標の複製

第十三条

(8) 活動に関する費用を含まず、また、会議の決算に従つて行なわれる特別の事業又は出版に伴つて費用を含まない。これらの費用は、年額二万円の規定に従つて国際事務局の事務のために同盟国が支払う分担金に比例して同盟国に割り当てる。

(9) 同盟国及び後に同盟に加入する国は、経費総額に対する各國の分担額を定めるため六等級に分けられ、次の一定単位数に比例してそれぞれの分担額を負担する。

一等級	二十五単位
二等級	二十単位
三等級	十五単位
四等級	十単位
五等級	五単位
六等級	三単位

(10) これららの係数にそれぞれ当該各等級の国の経費総額を除し、その商を乗じて得た積の和で経費総額を除し、その商を一単位の経費額とする。

(11) 各同盟国は、加盟の際に、自國が属することを希望する等級を指定する。もつとも、各同盟国は、他の等級に属することを希望する旨を後に宣言することができる。

(12) スイス連邦政府は、国際事務局の支出及び経理を監督し、必要な立替えをする。

(13) 国際事務局が作成した年次計算書は、他のすべての主管庁に送付する。

(14) 第十四条

(1) この条約は、同盟の制度を完全にするようなら改善を行なうため、定期的な検討に付される。

(2) このため、順次にいすれかの同盟国において、同盟国代表の間で会議を行なう。

(3) 会議が開かれる国の主管庁は、国際事務局の協力を得て、会議の準備を行なう。

(4) 國際事務局長は、会議に列席し、かつ、討議に参加するが、投票権を有しない。

(5) (a) 改正のための一の外交会議と次の外交会議との間においては、三年ごとにすべての同盟国に参加するが、投票権を有しない。

（1） いすれの同盟国も、この条約が自國の植民地、保護領、委任統治地域その他自國の権力の下にある地域又は自國の宗主権の下にある地域の全部又は一部について適用される旨を書面によつていつでもスイス連邦政府に通告することができ、この条約は、スイス連邦政府による他の同盟国に対する通報の発送の後一箇月を経過し、この会議において、それぞれ次の三年の期間について予想される国際事務局の経費に関する報告書を作成し、かつ、同盟の維持及び発展に関する問題を審議する。

（2） さらに、代表者会議は、全会一致の決定により、国際事務局の経費の最高年額を改正することができる。ただし、その会議が、スイス連邦政府の招集により、すべての同盟国の参加する全権委員会議として会合する場合に限る。

（3） また、代表者会議は、三年ごとの会合の間ににおいても、国際事務局長又はスイス連邦政府の発意により招集することができる。

第十五条 同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取締を行なう権利を留保する。

第十六条 条款

（1） この条約の当事国でない国は、その請求により、この条約に加入することを認められる。

（2） （1）の加入は、外交上の経路を通じてスイス連邦政府に通告されるものとし、同政府は、これを他のすべての政府に通告する。

（3） （1）の加入は、この条約のすべての条項への加入及びこの条約が定めるすべての利益の享受を当然に伴うものとし、また、スイス連邦政府による他の同盟国に対する通告の発送の後一箇月で効力を生ずる。ただし、加入の請求においてその後の日が指定された場合は、この限りでない。

第十六条の二

した時からこの通告に掲げるすべての地域について適用される。ただし、この通告においてその後の日が指定された場合は、この限りでない。この通告がないときは、この条約は、これらの地域について適用されない。

(2) いずれの同盟国も、(1)に規定する通告の対象となつた地域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を書面によつていつでもスイス連邦政府に通告することができ、この条約は、スイス連邦政府にあってた通告の受領の後十二箇月を経過した時から、その通告に掲げる地域について適用されなくなるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定に従つてスイス連邦政府に対して行なわれたすべての通告は、同政府がすべての同盟国に通報する。

第十七条

この条約のすべての当事国は、自国の憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するため必要な措置を執ることを約束する。

(4) いかの國の名において批准書又は加入書が寄託される時には、その國は、自國の国内法令の規定に従いこの条約の規定を実施することができる状態になければならないものとする。

第十七条の二

(1) この条約は、無期限とし、その廢棄の通告が行なわれた場合には、当該通告の日から一年の期間が満了するまで、引き続き効力を有する。

(2) (1)の廢棄の通告は、スイス連邦政府にて行なわれる。廢棄は、廢棄の通告を行なつた国についてのみ効力を生ずるものとし、他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第十八条

(1) この条約は、批准されるものとし、批准書は、おそらくとも千九百六十三年五月一日までにペルメで寄託されるものとする。この条約は、これを批准した國の間で、前記の日の後一箇月を経過した時に効力を生ずる。ただし、この条

約は、前記の日の前に少なくとも六國が批准したときは、これらの國の間では六番目の批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらの國に通告された後一箇月を経過した時に、その後に批准した國については各批准の通告の後一箇月を経過した時に、効力を生ずる。

(2) (1)に定める期間内に批准書を寄託しなかつた國は、第十六条の規定に従つて加入することを認められる。

(3) この条約は、それが適用される同盟國の間の関係においては、千八百八十三年のパリ条約及びその後に改正されたその条約に代わるものとする。

(4) この条約は適用されないが千九百三十四年にロンドンで改正されたパリ条約が適用される同盟国に関しては、同条約が、引き続き効力を有する。

(5) 同様に、この条約もロンドンで改正されたパリ条約も適用されない同盟国に関しては、千九百一十五年にヘーベで改正されたパリ条約が、引き続き効力を有する。

(6) 同様に、この条約もロンドンで改正されたパリ条約もヘーベで改正されたパリ条約も適用されない同盟国に関しては、千九百十一年にワシントンで改正されたパリ条約が、引き続き効力を有する。

全権委任状を示した後、この条約に署名した。

フランスのために
G・フィニス

グレー・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ウイリアム・ウォーレス

ハンガリー人民共和国のために
パール・ラーヴ

インドネシアのために
J・J・レノン

オーストリアのために
クルト・ヘルテル

オーストラリアのために
ヘーベルト・キューネマン

ベルギーのために
ベルガ

ブルガリア人民共和国のために
ニルトン・シルヴァ

カナダのために
ブセニカ

オランダのために
ドクトル・クラウス・ヴィンテルシュタイ

デンマークのために
ドクトル・リュゼット

ドクトル・ラインホルト・コーン

ドクトル・I・ベンメイル

アイルランドのために
J・J・レノン

イスラエルのために
ドクトル・G・キトロン

ドクトル・ラインホルト・コーン

ドクトル・I・ベンメイル

イタリアのために
タラモ

マルチエロ・ロシオーニ

ジウセッペ・マルケジアーノ

日本国のために
磯野勇三

井上尚一

リヒテンシュタインのために
リヒテンシュタインのために

ブリニオ・ボルラ

ハンス・モルフ

ルクセングブルグのために
J・P・ホフマン

モロッコのために
タハル・メクアール

メキシコのために
メキシコ

スペインのために
スペイン

政府の承認を条件として
政府の承認を条件として

ラファエル・モラレス

アメリカ合衆国のために
ラファエル・モラレス

ロバート・C・ワトソン

フィンランドのために
フィンランド

モナコのために
モナコ

コンデ・デ・ボボーネ

J・M・ノタリ

ノルウェーのために
ノルウェー

定しなければならない。ただし、ふどう生産物の原産地の地方的名称は、この条に明記する留保には含まれない。

第五条

(1) 工業所有権の保護のための同盟の同盟国での協定に加入しなかつたものは、その請求により、かつ、同盟の一般条約第十六条に定める方法により加入することを認められる。

(2) 同盟の一般条約第十六条の二及び第十七条の二の規定は、この協定に適用する。

第六条

(1) この協定は、批准されるものとし、批准書は、おそらくとも一千九百六十三年五月一日までにベルヌで寄託されるものとする。この協定は、これを批准した国の間で、前記の日の後一箇月を経過した時に効力を生ずる。ただし、この協定は、前記の日の前に少なくとも六国が批准したときは、これらの国との間では六番目の批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらとの間に通告された後一箇月を経過した時に、その後に批准した国については各批准の通告の後一箇月を経過した時に、効力を生ずる。

(2) (1)に定める期間内に批准書を寄託しなかつた国は、同盟の一般条約第十六条の規定に従つて加入することを認められる。

(3) この協定は、それが適用される国との関係では、一千八百九十九年四月十四日にマドリッドで締結された協定及びその後に改正されたその協定に代わるものとする。

(4) この協定は適用されないが一千九百三十四年にロンドンで改正されたマドリッド協定が適用される国に關しては、同協定が、引き続き効力を有する。

(5) 同様に、この協定もロンドンで改正されたマドリッド協定も適用されない国に關しては、一千九百二十五年にヘーネで改正されたマドリッド協定が、引き続き効力を有する。

(6) 同様に、この協定もロンドンで改正されたマドリッド協定もヘーネで改正されたマドリッド協定が、引き続き効力を有する。

協定も適用されない国に關しては、一千九百十一年にワシントンで改正されたマドリッド協定が、引き続き効力を有する。

一千九百五十八年十月三十日にリスボンで作成した。

ドイツ連邦共和国のために

ベルガー
ヘーベルト・ギューネマン

クルト・ヘルテル

ラジル合衆国のために

アーヴィング・キーリー
アーヴィング・キーリー

キューバのために

政府の承認を条件として
ドクトル ホセ・アントニオ・マイ

ドミニカ共和国のために

スペインのために
ラファエル・モラレス

政府の承認を条件として
ドクトル ホセ・アントニオ・マイ

フランスのために
G・フィニス

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國のために
ステイーヴン・L・ホームズ

ゴードン・グラント
ウイリアム・ウォーレス

ハンガリー人民共和国のために
J・J・レノン

ゴードン・グラント
ウイリアム・ウォーレス

スペインのために
ラファエル・モラレス

スティーヴン・L・ホームズ

マルチエロ・ロシオーニ
日本国のために
磯野 勇三

井上 尚一
リヒテンシュタインのために
ブリニオ・ボルラ

ハンス・モルフ
モロッコのために
タハル・メクアール

モナコのために
コンデ・デ・ボボーネ
J・M・ノタリ

ニュー・ジーランドのために
J・W・マイルズ

ポーランド人民共和国のために
ズビグニエフ・ムシンスキ

ポルトガルのために
ルイス・ダ・カラマ・ピント・コエリョ
アフォンソ・マルシュエワタ

アレシャンドレ・デ・ランカストレ・アラ
ウジヨ・ボボーネ

ジョルジエ・ヴァン・ゼレール・ガリン
スウェーデンのために
ステューレ・ペトレーン

オーケ・フォン・ツウェイクベルク
スウェーデンのために
プリニオ・ボルラ

ハンス・モルフ
フェルディナン・デュフール
レオン・エジール

ピエール・ジャン・ボアンテ
ヴァルテル・シニダム

イスラエルのために
ドクトル G・キトロン
ドクトル ラインホルト・コーン
ドクトル I・ベンリメイル

チエコスロバキア共和国のために
ヴィエトナムのために
タルモ

イタリアのために
ジウセッペ・マルケジアーノ

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長安藤覺君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

工業所有権の国際的保護につきましては、一八八三年に作成されたパリ条約があり、また、貨物の原産地虚偽表示の防止につきましても、一八九一年に作成されたマドリッド協定があり、いずれも数回にわたり改正されて現在に至っておりますが、戦後、工業技術の交流及び貨物の流通が盛んとなり、これに伴い、国際的保護制度を一そく完全なものにするため、所要の改正をする必要が生じ、その結果、一九五八年リスボンで開催された外交会議において本条約及び本協定が採択されたのであります。

工業所有権の保護条約は、締約国により工業所有権保護同盟が形成されること、同盟国との国民は、工業所有権の保護に関し、他のすべての同盟国において内国民待遇を受けられること、特許または商標登録の出願者は、他の同盟国において出願する場合、一定期間の優先権を与えられること等を規定しております。

原産地虚偽表示の防止協定は、その規制範囲を、原産地の虚偽表示のみならず、誤認を生じさせる表示にまで拡大し、虚偽または誤認を生じさせる表示をした生産物は、各締約国において、差し押さえかまたは輸入禁止をできることが等を規定しております。

この二案件は、参議院において承認され、三月三十一日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。が、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月十七日、本二案件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、

第二十六条 保険料率は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して、労働大臣が定める。

保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第二十七条 中「個別の事業」を「事業その他労働省令で定める規模の事業」に、「三年を経過したものについての保険給付（第三十四条の三第一項）

第二十五条に次の二項を加える。
第八条第一項の規定の適用を受ける事業その他労働省令で定める事業については、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

第二十二条の次に次の二条を加える。
第二十二条の二 この章に定めるもののほか、
　　保険給付に關し必要な事項は、労働省令で定
　　める。

第二十三条第一項第一号中「義肢」の下に「そ
の他の補装具」を加え、同項第四号中「職業再教
育」を「リハビリテーション」に改める。

第二十四条中「保険加入者」を「保険關係が成
立している事業の事業主(以下「保険加入者」と
いう。)」に改める。

部又は一部を行なわないことができる。
第十九条の二 偽りその他不正の手段により保
険給付を受けた者があるときは、政府は、そ
の保険給付に要した費用に相当する金額の全
部又は一部をその者から徴収することができ
る。

前項の場合において、事業主が虚偽の報告
又は証明をしたためその保険給付が行なわれ
たものであるときは、政府は、その事業主に
対し、保険給付を受けた者と連帶して同項の
徴収金を納付すべきことを命ずることができ

一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。)の額を「三年以上経過したものについての同日以前三年間の保険給付の額(第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。以下この条及び第三十条の二において同じ。)」に改め、「(当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険給付の額と保険料の額との割合)」を削り、「主務大臣」を「労働大臣」に、「命令」を「労働省令」に改める。

第二十八条第一項中「支払う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、その保険年度の初日から十五日以内(保険年度の中途中に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日から五日以内)に報告するとともに、概算保険料を「」を係る資金総額の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額)に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて、「に、「初日から四十五日以内(保険年度の中途中に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日)から四十五日以内に」改め、同条第二項中「支払う」を「係る」と、「概算保険料の額その他命令で定める事項を、保険年度の中途中に保険関係が成立すべき日前十日まで(特別の事由があるときは、保険関係成立の日までに)に報告することも」、「概算保険料を」を「概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて、「に」に改め、同条第三項中「規定による報告を」を「報告書を提出」に、「報告に」を「報告書の記載に」に改め、同条第四項を次のように改める。

前項の通知を受けた保険加入者は、納付すべき額を算定した概算保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは政府が算定した概算保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 保険加入者は、前条の賃金総額の見込額が労働省令で定める範囲をこえて増加したときは、増加した日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく概算保険料の額と納付した概算保険料の額との差額を、その額を他の労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて納付しなければならない。

第二十九条の二第二項及び第二十九条の三中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十条第一項中「支払つた」を「係る」に、「命令」を「労働省令」に、「事項」を「事項を記載した報告書」に、「十五日」を「四十五日」に、「報告書」を「提出」に改め、同条第二項中「規定による報告書」を「報告書を提出」に、「報告」に「報告書の記載」に改め、同条第三項中「命令」を「労働省令」に改め、「未納の保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同条第五項中「第一項の規定により報告をした場合」と「命令」を削り、「額が同項」を「額が第二項」に改め、「確定保険料を」の下に「同項の報告書に添えて」を加え、「三十日」を「四十五日」に改め、同条第五項中「保険加入者は、第二項においては」を削り、「額が同項」を「額が第二項」に改め、「確定保険料を」の下に「同項の報告書に添えて」を加え、「三十日」を「四十五日」に改め、同項第一号中「その他の労働省令で定める規則による通知を受けた場合においては」を「第二項の通知を受けた保険加入者は」に改め、「命令」を「労働省令」に改め、同項第一号中「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険料を算定した概算保険料の額に足りないときはその不足額を、納付しなければならない。

規定による徴収金に充当し、若しくは「を加える。
第三十条の三の次に次の二条を加える。
第三十条の四 政府は、次の各号の一に該当する事故について保険給付を行なつたときは、労働省令で定めるところにより、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を保険加入者から徴収することができる。
一 第三条第一項の強制適用事業の保険加入者が保険関係の成立についての届出を怠つていた期間（政府が職権で保険関係の成立の確認をしたときは、その確認後の期間を除く。）中に生じた事故
二 保険加入者が保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
三 保険加入者が故意又は重大な過失により生じさせた事故
第三十四条の二第一項、第三十四条の四及び第三十四条の五中「命令」を「労働省令」に改める。
第三十四条の六中「命令」を「労働省令」に改め、「保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」と削り、「保険関係成立の日から」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日から」を「保険関係成立の日」とあるのは「当該保険給付が行なわることとなつた日」に改める。
第三十七条中「第三項又は」を「第三項若しくは」に、「の規定により政府の算定した保険料又は特別保険料の額」を「又は第三十条の四の規定による処分」に改める。

権利を「並びに療養補償給付、休業補償給付及び葬祭料を受ける権利」に改め、「とき」の下に「、障害補償給付及び遺族補償給付を受ける権利は、五年を経過したとき」を加える。
第四十七条の二中「労働者」を「者(遺族、補償年金の額の算定の基礎となる者を含む。)」に改める。

別表第一

一 同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金)については、それぞれ、当該障害又は死亡をいい、長期傷病補償給付たる年金について、当該負傷又は疾病により廢疾の状態にあることをいう。(以下同じ。)により、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の規定による障害年金又は遺族年金が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該障害年金又は遺族年金の支給額に百分の五十七・五を乗じて得た額を減じた額

二 同一の事由により、政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該給付の支給額に百分の五十七・五の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額

三 前二号の場合にあつては、下欄の額

区分	額
一 障害補償	一 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四〇日分
二 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一三日分	二 障害等級第九級に該当する障害がある者 給付基礎日額の四五〇日分
三 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一八八日分	三 障害等級第一〇級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三五〇日分
四 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一六四日分	四 障害等級第十二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七〇日分
五 障害等級第五級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一四二日分	五 障害等級第一三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分
六 障害等級第六級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一二〇日分	六 障害等級第一四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の九〇日分
七 障害等級第七級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一〇〇日分	七 障害等級第一八級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五〇日分

第四十九条中「医師その他診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療を「保険給付を受け、又は受けようとする者(遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む。)の診療を担当した医師その他の者に対する、その行った診療」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二

区分	額
一 時金	一 障害等級第八級に該当する障害がある者 給付基礎日額の四〇〇日分
二 一時金	二 障害等級第九級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三五〇日分
三 一時金	三 障害等級第一〇級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七〇日分
四 一時金	四 障害等級第一一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分
五 一時金	五 障害等級第十二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一四〇日分
六 一時金	六 障害等級第一三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の九〇日分
七 一時金	七 障害等級第一四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五〇日分

別表第三を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十二条まで及び附則第四十四条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に保険関係が成立している事業に關しては、同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下この条から附則第八条までにおいて「新法」という。)第三条の二の規定は、適用しない。

第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下この条から附則第八条までにおいて「旧法」という。)第六条の規定は、適用しない。

政府が同条第三項の通知を發したものと除く。)の事業(当該事業に關し保険加入者が旧法第二十八条第一項若しくは第二項の報告をし、又は

の事業主は、昭和四十年八月五日までに、新法

第六条 第三条第二項に規定する事項を政府に届け出なければならない。

第六条第二項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

第四条 第一条の規定の施行の際現に数次の請負によつて行なわれている事業の事業主については、なお旧法第八条の規定の例による。

第五条 旧法の規定により支給すべき療養補償費及び休業補償費であつて、第一条の規定の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 新法第十二条第一項第一号の規定は、第一条の規定の施行前に開始された療養に係る業務上の負傷又は疾病が同条の規定の施行後になつた場合における同条の規定の施行前の療養についても、適用する。

に限る)につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

(生乳生産者団体の指定)

第六条 前条の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、当該都道府県知事が行なう。

2 前条の指定を受けようとする生乳生産者団体

は、農林省令で定める手続に従い、生乳受託販売に関する規程(以下「受託規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県

は、あらかじめ、その申請及び前項の受託規程

につき、総会の議決を経なければならない。

第七条 第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 当該都道府県の区域(その区域の自然的經濟的条件に照らし、これにより難いと認められる場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。)

二 申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者(農林省令で定めるものを除く。)のすべてがその直接又は間接の構成員となること

ができると認められること。

三 申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されないと認められること。

四 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定により、当該都道府県知事が行なう。

定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法その他の事項が農林省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

(指定の公示等)

第八条 都道府県知事は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林大臣に届け出なければならない。

(受託規程の変更)

第九条 第五条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)は、受託規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定生乳生産者団体は、受託規程を変更したときは、遅滞なく、農林省令で定める手続に従い、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第十条 都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除しなければならない。

一 第七条第一号から第四号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。

二 総会の議決を経て第五条の指定の解除の申し出があつたとき。

一 第七条第一号から第四号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。

二 総会の議決を経て第五条の指定の解除の申し出があつたとき。

2 都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除することができる。

一 受託規程に違反して生乳受託販売の事業を行なつたとき。

二 正當な理由がないのにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき。

二 第八条の規定は、前二項の規定による指定

(生産者補給交付金の金額)

第十二条 事業団が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、第一号の保証価格から第二号の基準取引価格を控除した金額に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む)を受けて当該政令で定める期間内に行なつた生乳受託販売に係る生乳の数量(他の都道府県の区域内における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行なう生乳受託販売に係るもの)を除く。次条第一項において同じ。)のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事が認定する数量(その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において事業団が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量を基礎として農林省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量をこえる場合にあつては、その算出される数量)に相当する数値を乗じて得た額とする。

2 前項の農林大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

3 農林大臣は、保証価格及び第一項の農林大臣が定める数量を定めるに当たつては、酪農經營の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。

4 第一項第二号の安定指標価格(以下「安定指標価格」という。)は、指定乳製品の生産者の販売価格について、当該指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として定めるものとする。

5 保証価格、基準取引価格、第一項の農林大臣が定める数量及び安定指標価格(以下「保証価格等」という。)は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

6 農林大臣は、保証価格等を定めようとするときは、畜産物価格審議会の意見をきかなければならない。

7 農林大臣は、保証価格等を定めたときは、遅滞なく、これは告示するものとする。

8 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証価格等を改定することができる。

9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による保証価格等の改定について準用する。

10 畜産物価格審議会は、法第七条第三項の規定にかかるわらず、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

11 畜産物価格審議会は、法第七条第三項の規定にかかるわらず、前項の事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

(生産者補給金の交付)

第十二条 指定生乳生産者団体は、事業団から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を

受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者

勘定において法第五十三条第一項に規定する繰り戻し損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業團に対し、その補てんに充てるため、交付金を交付することができる。

(協議)

第二十二条 農林大臣は、第十三条の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十七条の承認をしようとするとき、又は同条各号の農林省令を定めようとするとき、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十三条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは指定乳製品その他の第二条第一項の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第二十四条 第十四条の規定による報告月以下の徴収又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条第六項、第十項及び第十一項並びに次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条の規定に関する手続及び保証価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前ににおいても行なうことができる。

3 昭和四十一年度の保証価格等の決定については、第十二条第五項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三条）の一部を次のよう改正する。

第三十四条第一項の表中「畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に関する重要な事項を調査審議すること」を「畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十一年法律第二号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと」に改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

右の国会に提出する。

昭和四十年四月十五日
内閣総理大臣 佐藤 義作

砂糖の価格安定等に関する法律案

第一条 この法律において「甘味資源作物」、「国内産糖」及び「国内産ぶどう糖」とは、それぞれ甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十号）第二条第一項から第三項までに規定する甘味資源作物、国内産糖及び国内産ぶどう糖をいう。

第二条 この法律において「粗糖」とは、分みつ（操作を加えて糖みつを分離すること）をした砂糖であつて、糖度（温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。）が九十八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香料を加えたもの及び着色したもの）を除く。）をいう。

この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

この法律において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一号に規定する輸入をいう。

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等（第三条第一項）

第二節 精製糖の製造数量等の制限（第十三条第一項）

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置（第十九条・第二十九条第一項）

第四章 糖価安定事業団

第一節 総則（第三十条・第三十五条）

第二節 役員及び職員（第三十六条・第四十一条）

第三節 業務（第四十七条・第四十八条）

第四節 財務及び会計（第四十九条・第五十一条）

第五節 監督（第五十九条・第六十条）

第六節 雑則（第六十一条・第六十二条）

第五章 補則（第六十三条・第六十四条）

第六章 附則（第六十五条・第六十九条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整のため、当分の間、畜産振興事業団に生乳生産者団体を通じる加工原料乳に係る生産者補給金の交付及び輸入乳製品の調整に関する業務並びにこれらの業務と関連して乳製品の買入れ、売渡し等

より、砂糖の価格の安定を図るとともに国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連事業の健全な発展を促進し、もつて甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「甘味資源作物」、「国内産糖」及び「国内産ぶどう糖」とは、それぞれ甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十号）第二条第一項から第三項までに規定する甘味資源作物、国内産糖及び国内産ぶどう糖をいう。

第二条 この法律において「粗糖」とは、分みつ（操作を加えて糖みつを分離すること）をした砂糖であつて、糖度（温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。）が九十八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香料を加えたもの及び着色したもの）を除く。）をいう。

この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

この法律において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一号に規定する輸入をいう。

第二章 砂糖の価格安定に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整等（第三条第一項）

第三条 農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格（以下「安定上下限価格等」という。）を定めなければならない。

2 安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係る砂糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下つて低落すればならない。

格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。以下同じ。）につき、定めるものとする。

3 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲内で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標価格を定めることとする。

4 前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする。国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格に換算して、定めるものとする。

5 農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に関するところにより粗糖の輸入価格に換算して、定めるものとする。

6 農林大臣は、安定上下限価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 安定上下限価格等は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動がない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、安定上下限価格等の改定について準用する。

（輸入に係る指定糖の事業団への売渡し）

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖（政令で定める沖縄産のものを除く。以下「指定糖」という。）につき関税法第六十一条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、

その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」といふ。）は、その輸入申告の時について適用される第七条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を糖価安定事業団（以下「事業団」という。）に売渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3 指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4 前項の事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 指定糖輸入申告者は、その輸入申告の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が安定上下限価格をこえる額であるときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その輸入申告に係る指定糖（農林省令で定める規格のものに限る。）の売渡しの申込みをすることができる。

2 事業団は、前項の申込みを受けたときは、次に掲げる場合を除き、その申込みに応じて、当該指定糖を買入れるものとする。

（輸入に係る指定糖の買入れの価格）

第七条 粗糖の平均輸入価格（以下「平均輸入価格」という。）は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間として、政令で定める代より、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林大臣が定める。

2 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3 平均輸入価格は、その適用期間の満了前においても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合その他政令で定める場合には、その残存期間について、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなければならない。

4 第一項の規定は、平均輸入価格の改定について準用する。この場合において、同項中「政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とする」あるのは、「当該残存期間につき」と読み替えるものとする。

（輸入に係る指定糖の買戻し）

第八条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての事業団の買入れの価格は、当該指定糖の輸入申告の時について適用される平均輸入価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。）と当該平均輸入価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下イにおいて同じ。）との差額に当該輸入申告日の前年度に係る砂糖年度に係る農林大臣の定める率を乗じて得た額を当該平均輸入価格に加えて得た額）とする。

ロ その指定糖に係る輸入申告の時について適用される平均輸入価格が安定下限価格に満たない額である場合における当該指定糖にあつては、国内産糖合理化目標価格と安定下限価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該安定下限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号及び第五十五条第一項において同じ。）との差額に当該輸入

(平均輸入価格)

第七条 粗糖の平均輸入価格（以下「平均輸入価格」という。）は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間として、政令で定める代

より、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林大臣が定める。

2 平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の買戻しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を附するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができるものとする。

（輸入に係る指定糖の売戻しの価格）

第十条 前条第一項の規定による事業団の買戻しの価格は、次に掲げるところとする。

イ その指定糖に係る輸入申告の時について適用される平均輸入価格が安定下限価格以上に該当する場合における当該指定糖に係る

2 事業団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による指定糖の買戻しをした者に対する

第一項において同じ。）との差額に当該輸入

戻さなければならない旨の条件を附することができる。

3 事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の買戻しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を附するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができるものとする。

（輸入に係る指定糖の買戻しの価格）

第十条 前条第一項の規定による事業団の買戻しの価格は、次に掲げるところとする。

イ その指定糖に係る輸入申告の時について適用される平均輸入価格が安定下限価格以上に該当する場合における当該指定糖に係る

2 事業団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による指定糖の買戻しをした者に対する

第一項において同じ。）との差額に当該輸入

申告の日の属する砂糖年度に係るイの率を
乗じて得た額を安定下限価格に加えて得た
額

2 第六条第一項の規定による充渡しに係る指
定糖については、安定下限価格（粗糖以外の
安定期価格に農林省令で定めるところによ
り算出される額を加減して得た額）

前項第一号イの農林大臣の定める率は、毎砂
糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で
定めるところにより、当該年度の前年度における
国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定総供給数量で除
し当該年度におけるこれらの数量の見込数量
を参考して定めた国内産糖及び国内産ぶどう糖
の推定総製造数量を当該年度の前年度における
輸入に係る砂糖の数量並びに国内産糖及び国内
産ぶどう糖の製造数量を基準とし当該年度にお
けるこれらの数量の見込数量を参考して定めた
砂糖及び国内産ぶどう糖の推定総供給数量で除
して得た数を限度として、定めるものとする。

3 第三条第六項の規定は、第一項第一号イの農
林大臣の定める率について準用する。
(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十一條 第五条第一項の規定による充渡しに係
る指定糖が当該充渡し前に変質したものである
場合には、事業団は、農林省令で定めるところ
により、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの
価格を減額することができる。
(関税率の引下げ等)

第十二条 国は、海外における砂糖の価格が著し
く騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合にお
いて、第六条から第十条までに規定する輸入に
係る指定糖の価格調整に関する措置によつては

砂糖の価格を安定させることが困難と認められ
るときは、砂糖についての関税率の引下げその他
必要な措置を講ずるものとする。

第二節 精製糖の製造数量等の制限

(精製糖の製造数量等に対する指示)
第十三条 農林大臣は、砂糖の需給が著しく均衡

を失したため、精製糖（国内産糖を除く。以下
同じ。）の価格が平均生産費を下り、かつ、精製
糖の製造業者の相当部分の事業の継続が困難と
なるに至るおそれがある事態が生じた場合であ
つて、精製糖の価格が安定下限価格に關税の額
に相当する金額、合理的な經營を営む精製糖の
製造業者の精製糖の製造及び販売を要する標準
的な費用の額並びに砂糖消費税の額に相当する
金額を加えて得た額を下つて低落している場合
において、必要があるときは、精製糖の製造業
者に對し、精製糖の製造数量又は販売数量の制
限に關する共同行為を実施すべきことを指示す
ることができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき
期間及び共同行為の内容を定めて、告示により
行なう。
(共同行為の期間及び内容)

第十四条 前条第二項の共同行為をすべき期間
は、六月以内において定めなければならない。
2 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に
適合するものでなければならない。
一 前条第一項に規定する事態を克服するため
必要な程度をこえないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不當に
害するおそれがないこと。
(指示の変更等)

第十五条 農林大臣は、第十三条第一項の規定に
よる指示に係る共同行為の内容が前条第二項各
号に適合するものでなくなつたと認めるとき
は、その指示を変更し、又は取り消さなければ
ならない。

2 事業団は、前項の充渡しの申込みを受けた場
合において、その申込みについて、その数量が
その申込みの日の属する砂糖年度における月ごとの
国内産糖の充渡しの申込みをすることができ
る。

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価 格支持に関する措置

(国内産糖の事業団への充渡し)

第十九條 地域内国内産糖製造事業者（甘味資源
特別措置法第十八条第三項の地域内国内産糖製
造事業者をいう。以下同じ。）は、農林省令で定
めるところにより、事業団に対し、その製造す
る国内産糖の充渡しの申込みをすることができ
る。

2 事業団は、前項の充渡しの申込みを受けた場
合において、その申込みについて、その数量が
その申込みの日の属する砂糖年度における月ごとの
国内産糖の充渡しの申込みをすることができ
る。

第二十一条 最低生産者価格は、政令で定める
ところにより、農業パリティ指数に基づき算出さ
れる価格を基準とし、物価その他の経済事情を
参照し、甘味資源作物の再生産を確保すること
を旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一
月一日から十二月三十一日には種されるも
の、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌
年九月三十日までに収穫されるものにつき、そ
の種又は収穫が開始される時期を基準として
政令で定める期日までに告示しなければならな
い入れるとすれば事業団の業務の適正円滑な運
営が著しく阻害されることとなるおそれがある

たときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の適用除外)

第十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の規
定は、精製糖の製造業者が第十三条第一項の規
定による指示に従つてする共同行為について
は、適用しない。ただし、不公平な取引方法を
用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十八条 農林大臣は、第十三条第一項の規定に
よる指示をしようとするときは、公正取引委員
会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十五条の規定による変更若し
くは取消しをしたとき、又は第十六条の規定に
よる届出を受理したときは、遅滞なく、その旨
を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 農林大臣は、第十三条第一項の規定による
変更又は取消しを求めることができる。

3 公正取引委員会は、第十三条第一項の規定に
よる指示に係る共同行為の内容が第十四条第二
項各号に適合するものでなくなつたと認めるとき
は、農林大臣に対し、第十五条の規定による
変更又は取消しを求めることができる。

第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価
格支持に関する措置

理由として農林省令で定める理由があるときを
除き、その申込みに応じて、当該国内産糖を買
い入れるものとする。

(充渡しの対象となる国内産糖の種類等)

第二十条 前条第一項の規定により事業団に対し
売渡しの申込みをすることができる国内産糖
は、生産振興地域（甘味資源特別措置法第四条
の規定による生産振興地域をいう。以下同じ。）の区
域内において生産された当該甘味資源作物で、
てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価
格の最低基準となるものとして農林省令が定め
る価格（以下「最低生産者価格」という。）を下ら
ない価格でその生産者から買い入れられたもの
を原料として当該地域内指定製造施設（同法第
十五条第一項の地域内指定製造施設をいう。以
下同じ。）により製造された国内産糖（既に第二
十三条第一項の規定による充渡しがされたもの
を除く。）であつて、農林省令で定める種類、規
格及び生産年のものに限るものとする。

い。

最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

(国内産糖の買入れの価格)

第二十二条 第十九条第一項の規定による売渡しに係る国内産糖についての事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原価とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置指示をした場合には当該指示に係る事項を参考して、農林大臣が定める。

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の事業団の買入

れる価格について準用する。

(国内産糖の売戻し)

第二十三条 事業団は、第十九条第一項の規定による国内産糖の売渡しをした者に対し、その国

内産糖を充り戻さなければならない。

2 事業団は、前項の規定による売戻しをするた

め、第十九条第一項の規定による国内産糖の充

渡しを受けるに当たつて、当該充渡しをする者

がその充渡しに係る国内産糖を買戻さなければならぬ旨の条件を附することができる。

(国内産糖の売戻しの価格)

第二十四条 前条第一項の規定による事業団の売

戻しの価格は、政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの

価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参考して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、前項の事業団の売戻しの価格を定めたときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

(国内産ぶどう糖の事業団の買入れ)

第二十五条 事業団は、農林大臣の指示に基づき、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という)から、その申込みに応じて、その製造する国内産ぶどう糖を買い入れるものとする。

(国内産ぶどう糖の売戻しの価格)

第二十六条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参考して、農林大臣が定める。

(国内産ぶどう糖の買入れの価格)

2 前項の指示は、農林大臣が砂糖の市価の推移からみて国内産ぶどう糖の生産を維持しその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るために必要があると認められる場合に、行なうものとする。

(買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十七条 第二十五条第一項の規定による事業団の買入れの価格は、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十九号)第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

(国内産ぶどう糖の賣入の価格)

2 前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

(登記)

3 第二十二条第三項の規定は、第一項の事業団

の買入の価格について準用する。

(国内産ぶどう糖の売戻し)

第二十八条 事業団は、主たる事務所を東京都に

置く。

(登記)

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な

地に從たる事務所を置くことができる。

(事務所)

3 第三十二条 事業団は、主たる事務所を東京都に

置く。

(登記)

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な

地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

う糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

(国内産ぶどう糖の売戻しの価格)

第二十九条 前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参考して、農林大臣が定める。

(第四章 糖価安定事業団)

第一節 総則

2 第二十四条第二項の規定は、前項の事業団の売戻しの価格について準用する。

(目的)

第三十条 事業団は、輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持のための砂糖及びぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第三十一条 事業団は、法人とする。

(事務所)

第三十二条 事業団は、主たる事務所を東京都に

置く。

(登記)

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な

地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対する抗辯することができない。

(名称の使用制限)

第三十三条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対する抗辯することができない。

(役員の任命)

第三十四条 事業団でない者は、糖価安定事業団

(民法の適用)

第三十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第三十六条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第三十七条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めることにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めることにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

3 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けたて、理事長が任命する。

3 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けたて、理事長が任命する。

2 役員は、再任されることができる。

2 役員の欠格条項

第三十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

2 役員の欠格条項

第四十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

2 役員の解任

第三十一条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員とな

ることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それらの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第四十二条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第四十三条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第四十四条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

(職員の任命)

第四十五条 事業団の職員は、理事長が任命する。

第四十六条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三節 業務
(業務の範囲)

第四十七条 事業団は、第三十条の目的を達成す

るため、次に掲げる業務を行なう。

一 この法律の規定による輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

二 この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第四十八条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四節 財務及び会計

第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業年度)

第五十条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第五十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を出したときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、

その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を出したときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十三条 事業団は、農林大臣の認可を受けた、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金の交付)

第五十四条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、この法律の規定による売戻しに係る事業団の債務に要する費用(第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての第九条第一項の規定による借入金を償還することができる金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項の規定による借入金は、次条の規定により運用する場合のほか、前項に規定する業務に要する費用(第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての第九条第一項の規定による売戻しに係る事業団の債務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。)に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(余裕金の運用)

第五十五条 事業団は、次の方針による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

2 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給付及び退職手当の支給の基準)

第五十六条 事業団は、次の方針による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

2 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給付及び退職手当の支給の基準)

第五十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 これを変更しようとするととも、同様とする。

(農林省令への委任)

第五十八条 この法律に規定するもののほか、農林省令で定める。

第五節 監督

第五十九条 事業団は、農林大臣が監督する。

農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雜則

(解散)

第六十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第六十二条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十八条第一項、第五十条又は第五十三条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八条第二項又は第五十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第五十一条第一項又は第五十七条の規定による承認をしようとするとき。

四 第五十六条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 補則

(報告及び検査)

第六十三条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、

ぶどう糖製造事業者、精製糖の製造業者、砂糖、ぶどう糖、甘じよでん粉若しくは馬鈴しょでん粉の販売業者若しくは砂糖の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第六十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 諒則

(罰則)

第六十五条 第六十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第六十三条若しくは第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は

3 第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

4 第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下に過料に処する。

5 第六十九条 第三十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

三 第四十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第五十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。
五 第五十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。
六 第五十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

2 第五十九条 第三十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 前条の規定にかかわらず、第二章第一節の規定は昭和四十年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について、第三章並びに次条及び第四条の規定は昭和四十一年一月一日以後には種さ

れるてん菜又は同年十月一日以後に収穫されるたうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以後に製造される国内産ぶどう糖につい

て適用する。

(事業団の国内産糖の買入れ等に係る特例)

第三条 事業団は、当分の間、第十九条第一項の規定による完済しに係る国内産糖の買入れの

規制をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受けける著しい不利を補正する必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合

か、地域内指定期設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等

の面で受けける著しい不利を補正する必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

り、当該地域内指定期設の買入れの相手方に対する特

別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要がある場合その他の政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところによ

る国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参考して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十条の規定は第一項の規定により事業団が買入れる国内産糖について、第二十一条の第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十条第一項中「生産振興地域」(甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。)の区域内とあるのは「生産振興地域」(甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。)の区域内とあるのは「生産振興地域」(農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。)内と、「当該地域内指定期設」(同法第十五条规定の地域内指定期設をいう。以下同じ。)とあるのは「当該地域内指定期設」(同法第十二条规定の指定製造施設をいう。)を含む。」とあるのは「当該地域内指定期設」(同法第十三条第一項の指定製造施設をいう。)を含む」と読み替えるものとする。

5 事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産糖を、その買入れの相手方に對し、売り戻さなければならない。

6 事業団は、前項の規定による買入れに係る国内産糖を、その買入れの相手方に對し、売り戻さなければならない。

7 第二十四条の規定は、第五項の規定による事業団の売戻しの価格について準用する。

(事業団の国内産ぶどう糖の買入れ等に係る特例)

8 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

9 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

10 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

11 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

12 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

13 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

14 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

15 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

16 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

17 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

18 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

19 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

20 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

21 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

22 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

23 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

24 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

25 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

26 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

27 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

28 第二十四条の規定による買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附するに當たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買戻さなければならない旨の条件を附することができる。

糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入又ハ売渡及」を削り、「砂糖類勘定」を「農産物等安定勘定」に、「砂糖類」を「農産物等」に改め、「甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖並」を削る。

附則第六項を削る。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

第十六条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十一年度分以前の予算については、なお従前の例によ

る。(食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号)

又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十一年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和四十二年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定に歸属するものとする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

正則第十九条登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第十九条第七号中「日本蚕糸事業團」の下に「糖価安定事業團」を、「日本蚕糸事業團法」の下に「砂糖の價格安定等に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)

<p>第十九条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中中 小企業団体中央会の項の次に次のとおりに加える。</p> <p>(法人税法の一部改正)</p> <p>第二十条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中中 小企業団体中央会の項の次に次のとおりに加える。</p> <p>(法人税法の一部改正)</p> <p>第二十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中中 小企業団体中央会の項の次に次のとおりに加える。</p> <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第二十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の五第一項第七号中「畜産振興事業團」の下に「糖価安定事業團」を加える。</p> <p>(行政管理庁設置法の一部改正)</p> <p>第二十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条第十二号中「畜産振興事業團」の下に「糖価安定事業團」を加える。</p> <p>(農林省設置法の一部改正)</p> <p>第二十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十条第四号中「国内産糖・甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二条第二項の国内産糖をいう。」、「国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。)」を削る。</p> <p>第五十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 糖価安定事業團の指導監督に関するこ</p>	<p>味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与するため、輸入に係る砂糖の價格調整その他砂糖の價格の異常変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の價格を支持するのに必要な措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>糖に係る関連産業の健全な発展を図り、もつて甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与するため、輸入に係る砂糖の價格調整その他砂糖の價格の異常変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の價格を支持するのに必要な措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>業團に対する売渡しの價格に換算した額に満たない額である場合には、当該売渡しの價格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額」と、第五十九条第二項及び第六十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、第六十八条第三号中「第四十七条」とあるのは「第四十七条及び特別措置法第一項」とある。</p> <p>第三項中「第一項」を「第二項」に、「政府」を「事業團」に改め、「買入れの價格は」の下に「毎年」を加え、「甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二十三条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同項を第四項とする。</p> <p>第二項中「政府」を「事業團」に改め、同項を第三項とする。</p> <p>第一項中「政府」を「事業團」に改め、「当分の間」を削り、「砂糖の價格が著しく低落した場合において、必要があるときは」を「農林省令で定める砂糖の價格が第四項の買入れの價格を下つて低落している場合において、農林大臣が必要と認めて指示したときは」に改め、「輸入した者から」の下に「、その申込みに応じて」を加え、「することができる」を「するものとする」に改め、同項を第二項とする。</p> <p>第一項として次の二項を加える。</p> <p>1 糖価安定事業團(以下「事業團」という。)は、当分の間、砂糖の價格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第四十二号)第一七条に規定する業務のほか、この法律で定めるところにより、沖縄産糖の買入れ及び売戻しの業務並びにこれに附帯する業務を行なう。</p> <p>2 1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>前項の規定にかかるとおり、昭和四十年九月三</p>
---	--

理由

エネルギーの安定的かつ長期的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に關する重要な事項を調査審議するため、通商産業省の附屬機関として総合エネルギー調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました総合エネルギー調査会設置法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

総合エネルギー政策の確立は、近年におけるエネルギー事情の急激な変化に伴い、焦眉の急務です。あるにもかかわらず、從来、わが国のエネルギー政策は、各エネルギー産業の個別的な対策に重点が置かれ、総合エネルギー政策の観点からは必ずしも十分な体制とは言われないものがあります。

この見地において、本院においても、第四十六回国会において総合エネルギー政策に關する決議が行なわれたのであります。本案は、この決議に基づき提出されたものであります。そのおも

なる内容は、第一に、通商産業省の附屬機関として、委員二十人以内で組織する総合エネルギー調査会を設置すること、第二に、総合エネルギー調査会は、通商産業大臣の諮問に応じ、エネルギーの安定的、合理的な供給の確保に關する総合的かつ長期的な施策に關する重要な事項を調査審議すること等であります。

本案は、去る三月三日本委員会に付託され、三月十二日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告
(政府委員承認)
農林政務次官 館林三喜男君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
南條徳男君

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
南條徳男君

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
南條徳男君

(常任委員辞任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通商産業大臣 櫻内義雄君
文教委員

出席国務大臣

農林政務次官 館林三喜男君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
南條徳男君

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
南條徳男君

(常任委員補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
外務省情報文化局長事務代理 加藤匡夫
(政府委員任命)
外務省經濟局長事務代理 針谷正之
申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。
一、去る十四日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十四日議長において承認した加藤匡夫外一名を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
農林政務次官 館林三喜男君
文教委員

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
農林政務次官 館林三喜男君
文教委員

(常任委員補欠選任)

一、去る十四日、人事院總裁佐藤達夫君から、國家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十九年の人事院の業務状況報告書を受領した。

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
農林政務次官 館林三喜男君
文教委員

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

出席国務大臣
内閣総理大臣 佐藤第作君
外務大臣 植名悦三郎君
通商産業大臣 櫻内義雄君
労働大臣 石田博英君
国務大臣 小泉純也君
運輸委員 松山千恵子君
農林政務次官 館林三喜男君
文教委員

(常任委員辞任)

(常任委員補欠選任)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

法律案

正行	認可	改定には 領事館及び	改定とは 領事官及び
講じ	それも	それも	それをも
漁業	領事館及び	領事官及び	改定とは
漁業等	改定には	改定には	正行
事項をも	領事館及び	領事官及び	正行
考えます	それも	それをも	改定とは
頻繁	改定には	改定には	正行
事項をも	領事館及び	領事官及び	正行
考えています	それも	それをも	改定とは
二三	一四	二三	一四
漁業	領事館及び	領事官及び	改定とは
事項を	改定には	改定には	正行
中止	領事館及び	領事官及び	正行
八月	改定には	改定には	正行

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価	一部	二十五円
(ただし良質紙は三十円)	(配送料共)	
<hr/>		
<hr/>		
発行所	東京都港区赤坂一丁目二番地	
大藏省印刷局	電話 東京 五八一四四一一(太)	